

山田最終処分場放流水・周辺井戸水ほか水質検査業務委託

仕 様 書

令和 8年 2月

岡山市環境局環境施設部環境施設課

# 第 1 章 一 般 事 項

## 第 1 節 総 則

### 1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

### 1. 1. 2 (法令等の遵守)

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令、省令、規則、通達、条例等を遵守しなければならない。

### 1. 1. 3 (疑義等)

本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

### 1. 1. 4 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

### 1. 1. 5 (秘密の厳守)

業務上知り得た事項については、いかなる場合においても漏洩しないこと。

### 1. 1. 6 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA3又はA4判にて編集すること。

## 第 2 節 現場管理

### 1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、委託業務履行の場所に常駐し、行程及び現場管理等を適切に行うこと。また、業務履行については、監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

### 1. 2. 2 (災害防止等)

本委託履行に当たっては、試料採取作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

### 1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

### 1. 2. 4 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該委託に関連する部分のあと片付けを行うこと。

## 第 2 章 特 記 事 項

### 第 1 節 概 要

#### 2. 1. 1 (委託業務概要)

本業務は、山田最終処分場の発生ガス、放流水等の測定、処分場周辺の池水及び処分場周辺民家井戸の水質等を調査し、今後の維持管理の基礎資料とするものである。

#### 2. 1. 2 (委託業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。なお、人員、機器等全て受託者によるものとする。

##### (1) 業務概要

##### ① モニタリング井戸における水質検査

山田最終処分場のモニタリング井戸（上流・下流）において水質検査を実施すること。塩化物イオンの測定は毎月実施し、一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る地下水等検査項目（25項目）の水質検査を年1回実施すること。水質検査の項目及び試料採取時期は別表1のとおりとする。

##### ② 汚水処理施設における水質検査

山田最終処分場の汚水処理施設において水質検査を実施すること。水質検査の項目及び試料採取時期は別表2のとおりとする。

##### ③ 周辺民家井戸における水質検査

個人所有の井戸水（16カ所）の水質検査を実施すること。水質検査の時期及び項目は別表3及び別表4のとおりとする。採水対象の民家井戸に係る詳細な情報は、受託者へ別途通知する。

受託者は、採水日の概ね14日前までに監督員と採水日程について協議し、採水を実施する旨の案内文（岡山市指定の書式）を各家庭に送付すること。また、検査結果の判明後、監督員の確認を受けたうえで検査結果を各家庭へ送付すること。

作業者は、採水業務実施中は岡山市の腕章を付けて作業すること。

##### ④ 処分場周辺の池の水質検査

山田最終処分場周辺の池（上池、下池、大正池）の水質検査を実施すること。水質検査の項目及び試料採取時期については別表3及び別表5のとおりとする。

##### ⑤ 最終処分場内の埋立地ガスの測定

最終処分場内のガス抜き管において埋立地ガスの測定を行うこと。埋立地ガスの測定は年2回（8月、2月）実施し、分析項目は別表6のとおりとする。

##### (2) 試料採取地点

試料採取地点は別図1のとおりとする。民家井戸の所在地については、受託者へ別途通知する。

(3) 試料採取にあたっての留意事項

汚水処理施設等における採水の実施にあたっては、事前に監督員と十分協議を行い、定められた要領で業務を行うこと。なお、池水の試料採取は前日までの降雨及び天候の影響が少なく水質の状態が安定した日に実施することとし、試料採取前又は試料採取中に天災、悪天候等の不測の事態が発生し、試料採取を中止せざるをえない場合は改めて別の日時に試料採取作業を実施すること。この場合の試料採取日時については、監督員と協議して決定すること。

(4) 土地への立ち入り

本委託業務履行に当たって受託者が、国有地、公有地または私有地に立ち入る際は、監督員と十分な協議を行うこと。また、植物伐採、かき、さく等の除去または土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に報告するものとし、監督員の指示をもって所有者の承諾を得ること。

(5) 検査方法

平成10年6月16日環境庁・厚生省告示第1号、昭和46年12月28日環境庁告示第59号、昭和49年9月30日環境庁告示第64号、平成9年3月13日環境庁告示第10号等により実施すること。なお、定めのない項目については、仕様書の別表の記載によるほか日本産業規格 JIS K0102 規格群 のとおりとする。

(6) 精度管理

「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」（平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室）に準拠するため、必要な書面の提出等を求めることがあるので、特に留意すること。

(7) 検査結果の報告

検査結果は速やかに報告すること。また、検査中に異常値等を確認した場合は、ただちに監督員にその旨を報告すること。

(8) 検体の保持等

検査終了後も15日間は検体を保持しておくものとする。なお、検査結果の確認のため、再検査若しくは検体の提出等を求められた場合はこれに応じること。

2. 1. 3 (個人情報の取扱委託に関する覚書)

受託者は契約書作成にあわせて、個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

2. 1. 4 (提出書類)

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。

(1) 着手前に提出する書類

ア 業務責任者届

受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。

ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。

イ 委託作業表

ウ 委託業務着手届

エ 委託業務要領書

試料採取の方法及び分析の方法を、使用機器も含めて具体的かつ簡易に記したものとす。ただし、分析の方法については、報告書にその内容を含める旨の申出を行い監督員の承認を得られた場合は省略しても良い。

オ 登録証写し

① 環境計量士（濃度関係）登録証写し

(2) 履行期間中に提出する書類

各月の試料採取毎に検査結果等を取りまとめのうえ、以下の報告書を提出すること。

ア 委託写真帳

試料採取の状況についてカラー撮影の上、項目別に整理をして提出すること。撮影に際しては、委託用塗版にて表示し撮影すること。

イ 委託報告書

① 計量証明書又は検査結果報告書

② 分析結果一覧表

モニタリング井戸、周辺の池及び埋立地発生ガスについては、調査結果を一覧表にまとめたものを提出すること。民家井戸については、個別井戸ごとの一覧表及び箕島地区及び山田地区ごとに分けて一覧表にまとめたものを提出すること。

③ 分析結果に対する評価・考察

(3) 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書

(4) その他監督員の指示したもの

## 2. 1. 5 (成果品の契約不適合責任)

(1) 全ての成果品について、納品の後、委託期間中に受託者の責による不備が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理（関連する項目の再検査及び不良箇所の修正）を受託者の負担において行うこと。

(2) 委託期間終了後2年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

## 2. 1. 6 (注意事項)

(1) 受託者は、契約締結後速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。

(2) 監督員は、受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合するように指示することができる。

(3) 本委託実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。

(4) 試料採取並びに測定分析は全て受託者が実施し、第三者へ再委託しないこと。

## 令和8年度 山田最終処分場放流水・周辺井戸水ほか水質検査業務委託

項目	試料採取月												合計 検体数	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
モニタリング井戸 (上流・下流各1検体)	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
	アルキル水銀							○						2
	総水銀							○						2
	カドミウム							○						2
	鉛							○						2
	六価クロム							○						2
	砒素							○						2
	全シアン							○						2
	ポリ塩化ビフェニル							○						2
	トリクロロエチレン							○						2
	テトラクロロエチレン							○						2
	ジクロロメタン							○						2
	四塩化炭素							○						2
	1,2-ジクロロエタン							○						2
	1,1-ジクロロエチレン							○						2
	1,2-ジクロロエチレン							○						2
	1,1,1-トリクロロエタン							○						2
	1,1,2-トリクロロエタン							○						2
	1,3-ジクロロプロペン							○						2
	チウラム							○						2
	シマジン							○						2
	チオベンカルブ							○						2
	ベンゼン							○						2
セレン							○						2	
1,4-ジオキサン							○						2	
クロロエチレン							○						2	

※ モニタリング井戸については、水位高さを合わせて記録し報告書に記載すること。



## 令和8年度 山田最終処分場周辺井戸水及び池水検査 採水計画表

No.	氏名	住所	検査対象月							飲用状況
			5月	6月	7月	8月	10月	12月	2月	
			30項目	11項目	11項目	11項目	51項目	11項目	11項目	
(南区山田分 干701-0202)										
1		南区山田	○	-	○	-	○	-	-	
5		南区山田	○	○	○	○	○	○	○	
7-1		南区山田	○	-	○	-	○	-	-	
9		南区山田	○	○	○	○	○	○	○	
10		南区山田	○	-	○	-	○	-	-	
12		南区山田	○	-	○	-	○	-	-	
15		南区山田	○	○	○	○	○	○	○	
18		南区山田	○	-	○	-	○	-	-	
(南区箕島分 干701-0206)										
23		南区箕島	○	-	○	-	○	-	-	
24-1		南区箕島	○	○	○	○	○	○	○	
25		南区箕島	○	-	○	-	○	-	-	
26		南区箕島	○	-	○	-	○	-	-	
27		南区箕島	○	-	○	-	○	-	-	
30		南区箕島	○	-	○	-	○	-	-	
37		南区箕島	○	○	○	○	○	○	○	
38		南区箕島	○	○	○	○	○	○	○	
		池水検査	5月	6月	7月	8月	10月	12月	2月	
			18項目				18項目			
1	上池		○	-	-	-	○	-	-	
2	下池		○	-	-	-	○	-	-	
3	大正池		○	-	-	-	○	-	-	

井戸水検査:5月(30項目)、10月(51項目)、その他の月は11項目実施

池水検査:3箇所について、5、10月(18項目)実施



## 令和8年度 山田最終処分場周辺池水検査項目

検査月	5月			10月			測定 検体数
	上池	下池	大正池	上池	下池	大正池	
水素イオン濃度(pH)	○	○	○	○	○	○	6
生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	○	○	○	6
化学的酸素要求量(COD)	○	○	○	○	○	○	6
浮遊物質(SS)	○	○	○	○	○	○	6
大腸菌数	○	○	○	○	○	○	6
全窒素	○	○	○	○	○	○	6
全りん	○	○	○	○	○	○	6
カドミウム	○	○	○	○	○	○	6
全シアン	○	○	○	○	○	○	6
鉛	○	○	○	○	○	○	6
総水銀	○	○	○	○	○	○	6
アルキル水銀	○	○	○	○	○	○	6
鉄	○	○	○	○	○	○	6
マンガン	○	○	○	○	○	○	6
アンモニア性窒素	○	○	○	○	○	○	6
亜硝酸性窒素	○	○	○	○	○	○	6
硝酸性窒素	○	○	○	○	○	○	6
有機態窒素	○	○	○	○	○	○	6

## 令和8年度 山田最終処分場ガス分析測定項目表

測定項目	単位	測定箇所	測定回数	検体数
メタン	体積%	1	2	2
二酸化炭素	体積%	1	2	2
硫化水素	体積ppm	1	2	2
アンモニア	体積ppm	1	2	2
酸素	体積%	1	2	2
窒素	体積%	1	2	2
埋立地ガス流量	mL/min	1	2	2
埋立地ガス温度・埋立地ガス湿度	—	1	2	2
気象条件(気温・湿度・風向・風速)	—	1	2	2

※年2回(8月、2月)測定のこと。

※「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」(平成10年7月16日環水企第301号・衛環第63号)において測定方法等が明記されている項目については、その方法により実施すること。

※上記留意事項に定めのない項目については、JIS K 2301、JIS K 0114等の方法により実施すること。